

介護施設で増加する腰痛・転倒災害の防止対策について

厚生労働省 安全衛生部安全課・労働衛生課

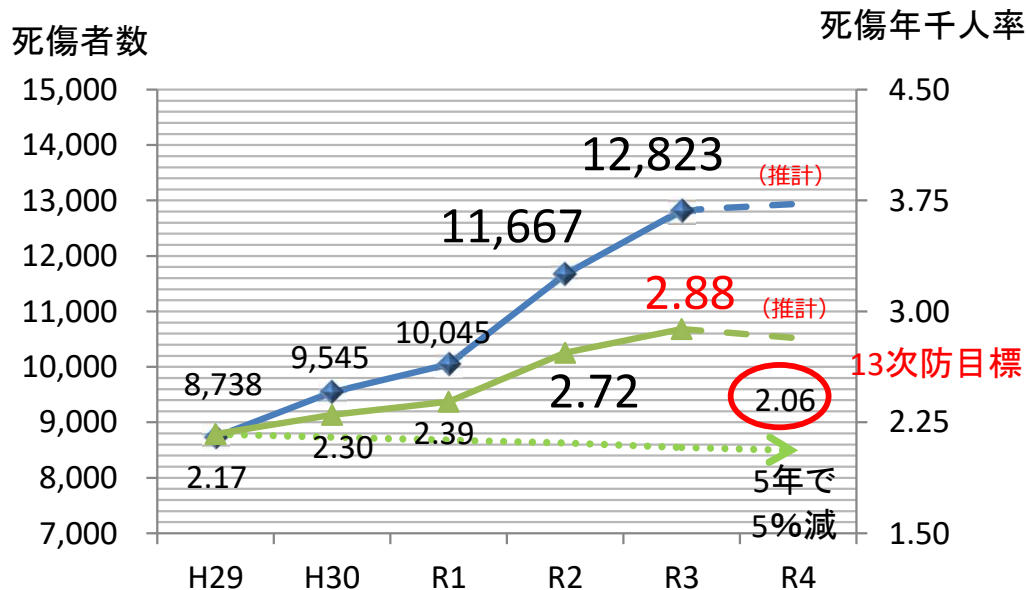
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会福祉施設（介護施設など）での労働災害

国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13 次労働災害防止計画」において、社会福祉施設も重点業種として、死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに死傷年千人率で5%以上減少させることを目標。

労働災害の推移

- 令和3年の死傷者数は平成29年比で**46.7%増**
- 令和3年の年千人率は平成29年比で**32.7%増**

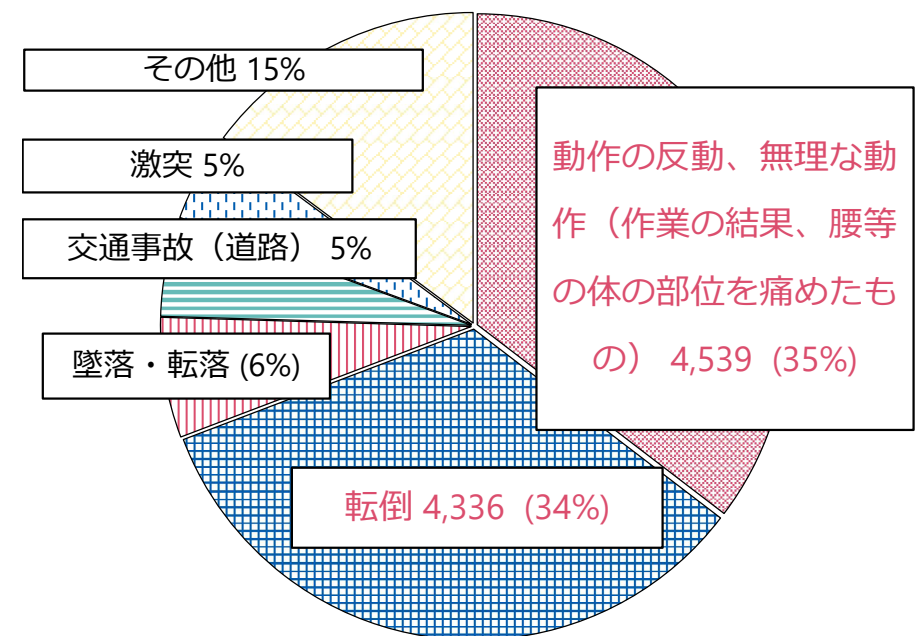


※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

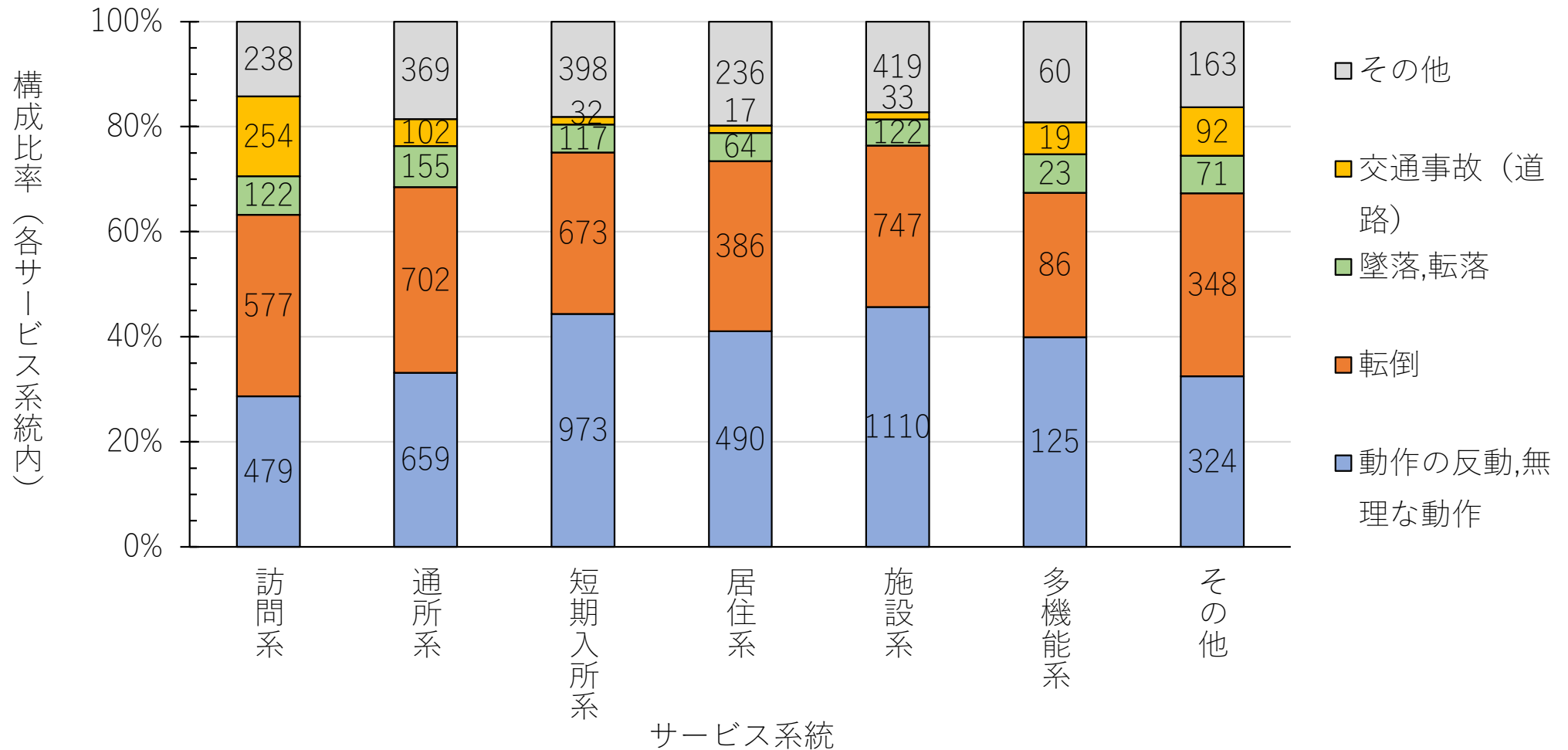
※令和4年の数字は推計値

労働災害の発生原因（令和3年）

- 動作の反動・無理な動作（作業の結果、腰等の身体の部位を痛めたもの）が**35%**
- 転倒による怪我（骨折等）が**34%**



社会福祉施設（介護施設など）での労働災害



➤いずれも動作の反動・無理な動作と転倒が支配的

社会福祉施設（介護施設など）での労働災害

死傷年千人率（令和３年）

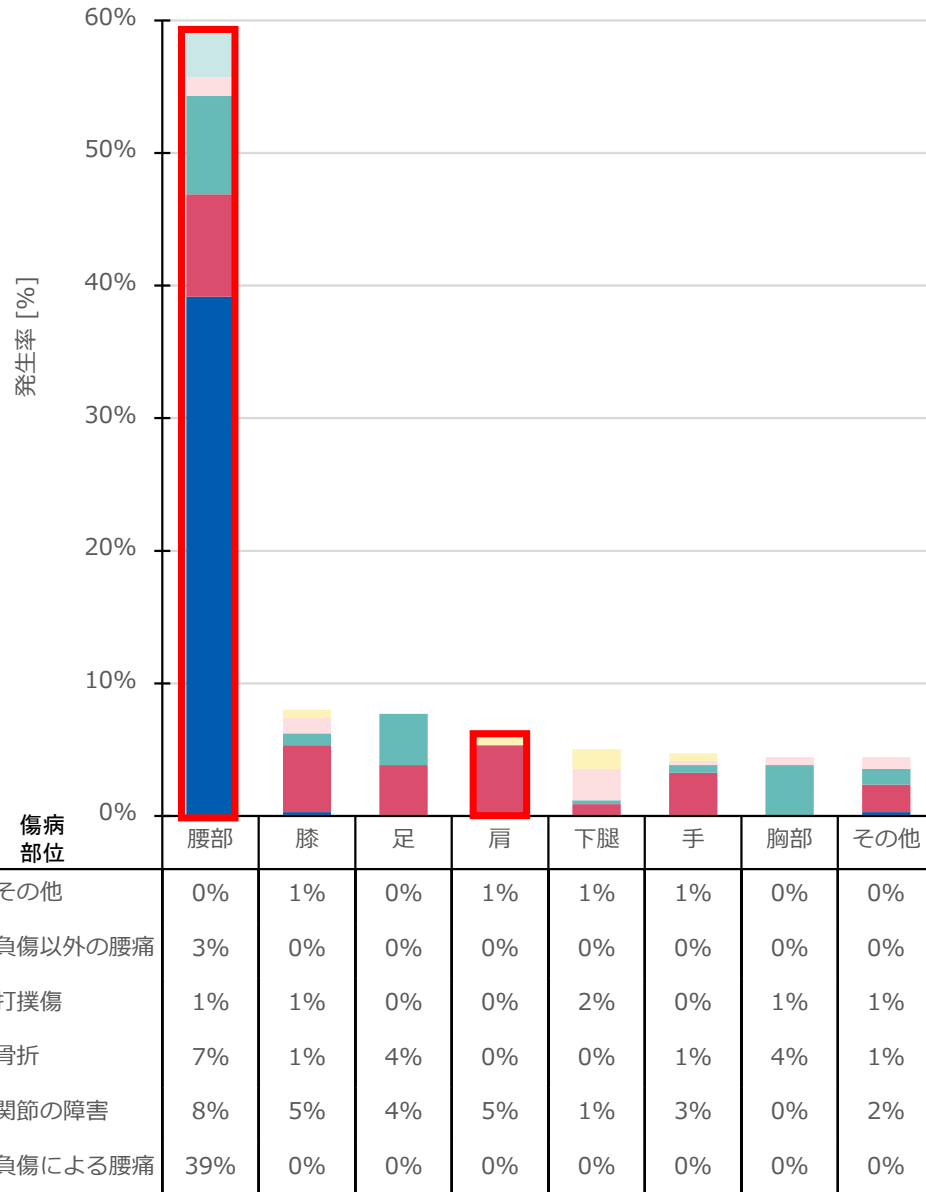
全産業	2.19
社会福祉施設	2.88

社会福祉施設における労働災害による平均休業日数（休業４日以上）（令和３年）

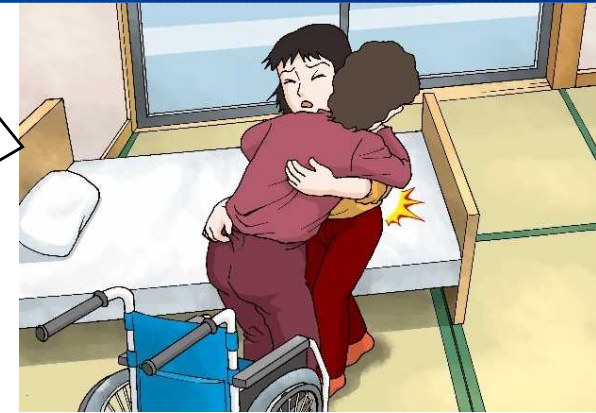
全て	42.7日
動作の反動・無理な動作	34.2日
転倒（骨折等）	46.6日

社会福祉施設（介護施設など）での労働災害

動作の反動・無理な動作（作業の結果、身体の一部を痛めたもの）の典型例



居室にて、ベッド似ている利用者の上体を起こし、ベッド横の車いすに移乗させる際、右手を利用者のズボン（左側）、左手を利用者の脇の下（右側）に手をそえ左側に動かしたところ、捻った状態になり右側腰部に痛みが生じる。（30代女性・経験12年）



事業場の利用者居室にて、利用者をベッドから車いすへ移乗する際、普段職員1名での対応のところ職員2名で対応し、もう1名の職員との動作のタイミングが合わず、腰に負担がかかり腰を痛める。（70代女性・経験1年）

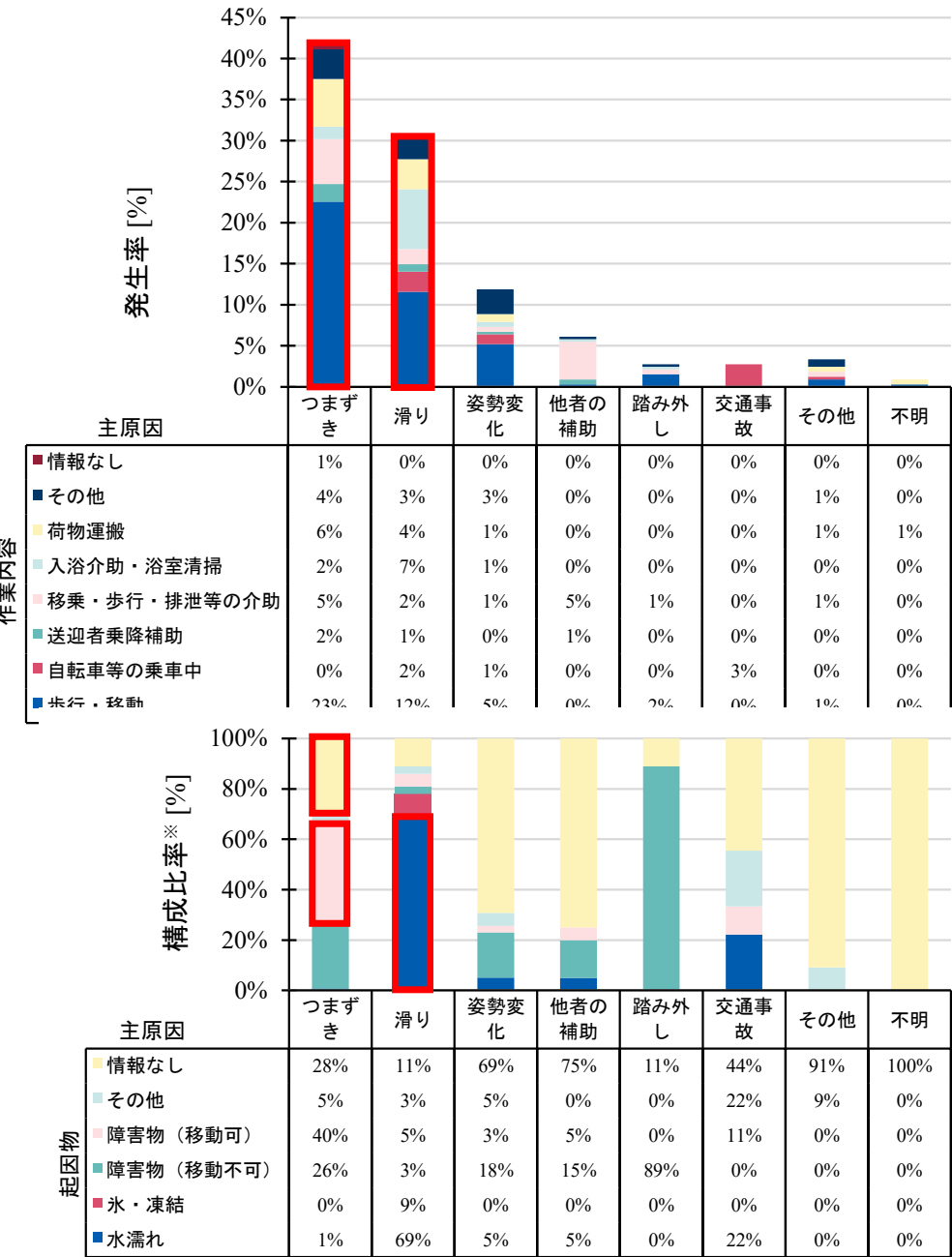


機械浴室にて入浴後、ご利用者を腰骨あたりの高さのストレッチャーから車いすへ移乗するため、端座位になっていただく。左手をご入居者の肩下に入れて起こし、右手をひざ下に入れ足先を移乗する方向に向けて、おしりを中心に回す際、80 kgのご入居者様の肩を支えていた左腕に負担がかかり、重心がぐらついて不安定になった瞬間、肩に強い痛みが走る。その後、動けなくなる。（30代女性・経験2年）



社会福祉施設（介護施設など）での労働災害

転倒による怪我（骨折等）の典型例



介護施設内で入所利用者からの緊急コールに対応するため、急いで制御ボタンのあるカウンターに走っていく際、靴が床に**躓き**、両手を挙げた状態で転倒する。（60代女性・経験9年）



2階食堂にて夕食の配膳中に、テーブル上へ配膳後にその場を離れる際に、テーブル横においていた利用者のシルバーカーの車輪部分に本人の**左足の外踝部を引っかけて**、そのまま左下肢から床に倒れこむ。（70代女性・経験1年）



デイルームの外に荷物を取りに行こうとした際に、当日降った**雨でデイサービスセンターの入り口廊下が濡れていたため滑り転倒**。廊下が濡れた際には職員がモップで拭いているが、降雨のため十分には乾いていなかった。その際、左手を地面につけたため、**左手首を骨折する**。（70代女性・経験20年）



介護現場における介護従事者の労働災害防止に取り組む意義

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の
処遇改善

多様な人材
の確保・育成

離職防止
定着促進
生産性向上

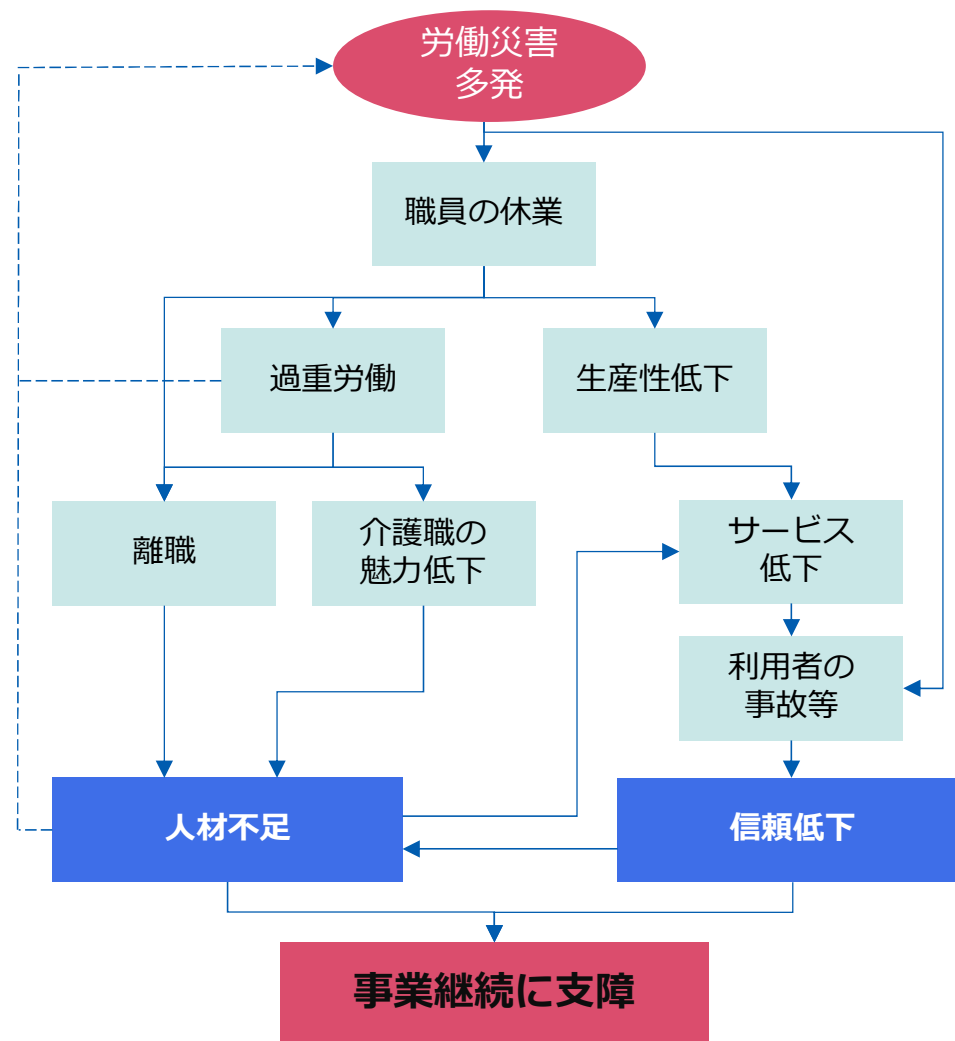
介護職
の魅力向上

外国人材の受
入れ環境整備

※上記内容は社会局・老健局資料「総合的な介護人材確保対策（主な取組）」で掲げる対策を列挙したもの。

介護従事者の労働災害防止は、介護業界が直面する様々な問題に直結する経営上の重要課題

- 人材不足（新規採用、離職防止、定着促進）への対応
- 利用者の災害（事故）、利用者を巻き込んだ災害（事故）の防止
- 働き方の質の向上による介護サービスの質の向上（生産性向上）



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



参考：介護報酬の考え方／令和3年度介護報酬改定の概要

介護報酬の考え方

介護報酬は、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われるサービス費用です。

介護報酬はサービスごとに設定されています。各サービスの基本的なサービス提供に関する費用（基本報酬）に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算されます。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も、加算の種類の一つです。

令和3年度介護報酬改定の目的

令和3年4月から介護報酬が改定されました。その目的は以下の通りです。

- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図る
- 団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件※1

職場環境要件の6つの区分 職場環境等要件は、以下の6区分で構成されています。

- 入居促進に向けた取り組み ● 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ● 両立支援・多様な働き方の推進
- 腰痛を含む心身の健康管理 ● 生産性の向上のための業務改善の取り組み ● やりがい・働きがいの醸成

処遇改善加算の要件

介護職員処遇改善加算

職場環境等要件の中からいずれか1以上の取り組みを行う

介護職員等特定処遇改善加算

令和3年度は6区分のうち3区分を選択し、区分ごとに1以上の取り組みを行う

（令和4年度以降は、6つの区分ごとに1以上の取り組み）

職場環境等要件「腰痛を含む心身の健康管理」の区分では、以下の項目を求めています。

腰痛を含む 心身の健康管理	介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援
	介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

※ 同加算の対象サービス：以下を除く全てのサービス
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、
特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

腰痛対策実施の参考例※2

令和3年度介護報酬改定に係るQ & Aでは、以下のとおり「職場における腰痛予防指針」を参考に示されています。

問	職場環境等要件に基づく取り組みとして「介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取り組みを行うにあたり参考にできるものはあるか。
答	介護職員の腰痛予防対策の観点から、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付基発0618第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添）を公表しており参考にされたい。

※1：「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知）

※2：「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）」（令和3年3月26日 厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）問127

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

■エイジフレンドリー補助金は、高年齢労働者のための職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。

く **令和5年度も実施予定** (令和4年度分は終了)

対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- (3) 労働保険に加入している

補助金額

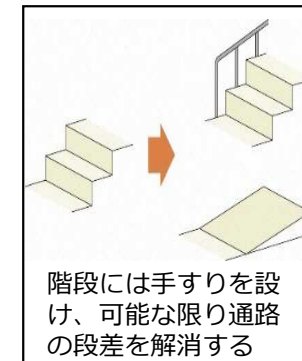
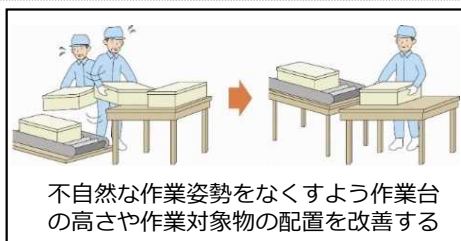
補助対象：

高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：**1/2**

上限額：**100万円** (消費税を含む)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います(全ての申請者に交付されるものではありません)



労働局による労働災害防止対策へのご協力をお願いします

- 1 労働局ごとに設置した介護施設の「協議会」への引き続きのご参画**
- 2 介護施設・介護サービス事業所に対する、現下の労働災害の発生状況、協議会の取組状況、リーフレット活用の周知**